

第 3 回 定 例 町 議 会

平成 1 9 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 1 日）

9月25日（火曜日）午前10時00分 開会
午前11時19分 散会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
9月25日～9月28日
4日間
- 第 3 諸般の報告
 - 1) 議会政務報告
 - 2) 空知中部広域連合議会第 2 回定例会結果報告（大内議員）
 - 3) 例月出納検査結果報告
（6・7・8月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 同意第 1 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 同意第 2 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
同意第 1 号・2 号は、即決とする。
- 第 8 議案第 3 8 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 3 9 号 上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 0 議案第 4 0 号 平成 1 9 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 1 議案第 4 1 号 平成 1 9 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 3 8 号～第 4 1 号は、提案理由・内容説明までとする。

第 1 2 認定第 1 号 平成 1 8 年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について

第 1 3 認定第 2 号 平成 1 8 年度上砂川町水道事業会計決算認定について
認定第 1 号・第 2 号は、認定に付すべき理由・内容説明・質疑までとし特別委員会に付託。

第 1 4 決算特別委員会設置及び付託について

○会議録署名議員

3 番 高 橋 成 和
4 番 大 内 兆 春

開会の宣告

○議長（貝沼宏幸） ただいまの出席議員は 1 0 名であります。

理事者側につきましても、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 1 9 年第 3 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前 1 0 時 0 0 分）

開議の宣告

○議長（貝沼宏幸） 直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員指名について

○議長（貝沼宏幸） 日程第 1、会議録署名議員

指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、3番、高橋議員、4番、大内議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

会期決定について

○議長（貝沼宏幸） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの4日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月28日までの4日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

諸般の報告

○議長（貝沼宏幸） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告について、大内議員。

○4番（大内兆春） 空知中部広域連合議会について。

標記の件につき、平成19年空知中部広域連合議会第2回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

記、日時であります。平成19年8月24日金曜日午前10時より。場所でございますが、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室であります。

議件、報告第1号 平成18年度空知中部広域連合介護保険事業会計予算繰越明許費繰越計算書

について。認定第1号 平成18年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。認定第2号 平成18年度空知中部広域連合介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について。認定第3号 平成18年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について。認定第4号 平成18年度空知中部広域連合老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第5号 平成18年度空知中部広域連合障害支援事業会計歳入歳出決算の認定について。議案第1号 平成19年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第1号）。議案第2号 平成19年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第1号）。議案第3号 平成19年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第1号）。議案第4号 平成19年度空知中部広域連合老人保健特別会計補正予算（第2号）。議案第5号 平成19年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第1号）。

結果でございますが、慎重審査の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告を終わります。

次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の6、7、8月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

町長行政報告

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第4、町長の行政報告を行います。町長。

○町長（加賀谷政清） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします事項につきましては、平成19年6月の第2回定例会から本定例会までの町政執行上の事項についてであります。特に報告

する事項がありませんので、お手元に配付しております行政報告書により報告とさせていただきます。

以上で町長行政報告といたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で町長の行政報告を終わります。

教育長教育行政報告

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第5、教育長の教育行政報告を行います。教育長。

○教育長（櫻 満雄） このたびの報告は、法律の内容の説明でございますので、報告内容を配付させていただいておりますので、ごらんをいただきたいと思っています。

では、教育行政報告を申し上げます。平成19年第2回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付をさせていただいております報告書のとおりでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正につきましてご報告申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、学校教育法、教員免許法とともに教育関連3法として本年6月20日国会で可決、成立し、6月27日付で公布され、平成20年の4月1日から施行されることになりました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の趣旨は、教育基本法の改正を踏まえ、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会がより高い使命感を持って責任を果たすとともに、国と地方の適切な役割分担を踏まえつつ、教育に国が責任を負える体制を構築していくため、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進と国の責任の果たし方などについて所要の改正を行うものであります。このたびの教育行政報告では、本町の教育委員会にかかわる主な改正点のみご報告申し上げます。

1点目は、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価

を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととしたこととあります。

2点目は、町長は教育委員の任命に当たっては、本町で教育を受けている子供の保護者の意向が反映できるようにするため、委員のうち保護者が含まれるようにしなければならないこととしたこととあります。これは、改正法施行の際に委員のうち保護者が含まれていないことや保護者であった委員が任期途中で保護者でなくなり、委員のうち保護者である者が含まれなくなったことは差し支えないが、保護者が含まれていない教育委員会は平成20年4月以降初めて委員を任命する際は保護者である者を委員に任命する必要があることとなったこととあります。したがって、本町の場合も平成20年9月の教育委員の任期満了期においては、保護者である者を委員に選任しなければなりません。

3点目は、教育委員会の法令違反や事務の管理及び執行の怠りにより、児童生徒等の教育を受ける権利が侵害されたり、生命または身体の保護のため緊急の必要があり、他の措置により是正を図ることが困難なときは、文部科学大臣は当該教育委員会に対して是正要求や指示を行うことができるとし、この場合、文部科学大臣は町長及び町議会に対してその旨を通告することとしたこととあります。

4点目は、今後の課題であります。特に人口規模が小さい市町村の教育委員会の事務局体制が十分でないことを踏まえ、教育委員会の共同設置のほか、一部事務組合などを活用して市町村における教育行政の体制の整備充実を進めることとしたこととあります。

これら、この法律の改正に伴う具体的な通達、指導は、現在通知されてきておりませんが、今後教育委員会といたしましてはこの法律改正の趣旨を十分踏まえ、本町の教育行政にそごを来さぬよう努めてまいる所存でございます。

以上申し上げ、報告とさせていただきます。
○議長（貝沼宏幸） 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

同意第1号

○議長（貝沼宏幸） 日程第6、同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。町長。
○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由、内容の説明を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

提案理由といたしましては、現委員の滝田潤一氏が平成19年9月30日で任期満了となるに伴い、後任に栗原順道氏を任命することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明に入ります。本文を参照願いたいと思います。次の者を本町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町字上砂川町302番地（東鶉北3条1丁目3番1号）。氏名、栗原順道。生年月日、昭和26年10月21日。職業、僧侶。備考、任期4年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもってご同意くださるようお願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

これより同意第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長提案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて同意することに決定いたしました。

本来であれば、ここで退任される滝田教育委員長よりごあいさつをいただくのでございますが、最終日にごあいさつをお願いすることといたします。ちょっとお待ちください。

それでは、ただいま任命されました栗原順道さんよりごあいさつをいただきます。どうぞ。

○（栗原順道） ご紹介いただきました栗原でございます。貴重なお時間をいただきまして、一言お礼のごあいさつを述べさせていただきます。

このたび加賀谷町長様より教育委員としてのご推挙を受け、ただいまは議会の皆様方のご同意を賜りましてまことにありがとうございました。宗門の言葉の中に任に当たって他に譲りがたしという言葉がございますけれども、微力ではございますけれども、精いっぱい努力する所存でございます。皆様方のご指導をお願いを申し上げまして、まことに簡単ではございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

同意第2号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第7、同意第2号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。町長。
○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました同意第2号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由、内容の説明を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

提案理由といたしましては、現委員数馬尚氏が

平成19年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明に入ります。本文を参照願います。次の者を本町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町字鶉329番地3（東鶉北3条3丁目2番12号）。氏名、数馬尚。生年月日、昭和16年9月4日。職業、無職。備考、任期4年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもってご同意くださるようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

これより同意第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、町長提案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

議案第38号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第8、議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定

について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

提案理由といたしましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、生活館等に係る指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第38号について内容の説明をいたします。

各町生活館等の管理につきましては、地方自治法の改正により昨年度から公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び生活館の設置及び管理に関する条例に基づき、各町自治会を指定管理者として指定し、各町生活館等の管理運営業務を行っており、本年第1回定例会において本年度の指定管理者の指定について議決いただいたところであります。その後去る5月に東町自治会より東町生活館は老朽化が著しく、冬期間の使用に支障を来しているため、10月1日より隣接いたします東町集会所に生活館機能を移行してほしい旨申し入れがあったところでございます。現在の東町生活館は、昭和44年建設で築後38年が経過しており、町内の集会施設の中で最も古く、老朽化が著しい施設となっております。東町集会所は、昭和60年建設で延べ床面積は114平米で、現在の東町生活館の4割程度しか規模的にはございませんが、自治会の会議等には支障がないのでとのことをごさいます。町としても選挙事務の投票所などの使用には手狭になることはあるものの、重大な支障はないとの判断をし、自治

会の申し出どおり生活館機能を東町集会所に移行する結論に至ったところでございます。

本年第1回定例会において東町生活館の管理運営業務につきましては、東町自治会に指定管理者の指定をしてございますが、本年4月からの指定を9月末で解除することといたしまして、10月1日以降新たに東町集会所の管理運営業務について従前同様公募によらない指定管理者の候補者の選定により、引き続き東町自治会を指定管理者のとして指定いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。公の施設に係る指定管理者の指定について。

1 指定管理者の名称及び管理を行わせる施設の名称・所在地

指定管理者の名称、管理を行わせる施設、施設の名称、施設の所在地、東町自治会、東町集会所、上砂川町字西山15番地1。

2 管理を行わせる期間

平成19年10月1日から平成20年3月31日まで

3 管理業務の範囲

(1) 生活館等の施設及び設備の維持・管理

(2) 利用の許可

(3) 利用料金の収受

(4) 上記業務に付随する業務

4 利用料金に関する事項

上砂川町生活館等の設置及び管理に関する条例(平成18年上砂川町条例第1号)第7条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

以上でございます。

○議長(貝沼宏幸) 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

議案第39号

○議長(貝沼宏幸) 次、日程第9、議案第39

号 上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加賀谷政清) ただいま上程されました議案第39号 上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、東町生活館の機能を東町集会所に移行することに伴い、東町生活館を廃止するため本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、ご指示によりまして議案第39号について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、議案第38号でご説明いたしました東町生活館の生活館機能を東町集会所に移行することに伴いまして、東町生活館を廃止するものでございます。

東町生活館につきましては、昭和44年建設で築後38年が経過しているところでございます。東町生活館の補助金の財産処分制限期間は、建物が木造モルタル構造でありますので、財産処分制限期間は25年間であり、築後38年経過しているため、廃止については問題がない状況にあるというふうに考えるところでございます。いずれにいたしましても、集会施設は自治会活動の拠点でございますので、移行に当たりましては東町自治

会並びに関係団体と十分協議を行い、地域の住民の方に不便が生じないよう対応してまいりますので、ご理解を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、東町集会所につきましては、改良住宅事業で建設整備した施設であることから、町営住宅条例で地域の集会施設として規定しておりますので、今回の改正においては該当となりませんので、ご承知いただきたいと思っております。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例（平成18年上砂川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称、位置、鶉本町生活館、上砂川町字鶉240番地1、下鶉生活館、上砂川町字鶉74番地1、鶉若葉生活館、上砂川町字鶉265番地、中央ふれあいセンター、上砂川町字鶉338番地1。

附則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

議案第40号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第10、議案第40号 平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第40号 平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

本文をご参照いただきたいと思っております。

平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,610万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,240万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年9月25日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第40号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款道支出金105万円の追加で、9,709万1,000円となります。

2項道補助金105万の追加で、1,274万1,000円となります。

18款諸収入4,922万2,000円の追加で、3億305万8,000円となります。

4項雑入4,922万2,000円の追加で、2億8,479万円となります。

20款繰越金582万8,000円の追加で、1,414万1,000円となります。

1項繰越金、同額でございます。

歳入合計が5,610万円の追加で、25億7,240万円となります。

2、歳出、2款総務費4,985万6,000円の追加で、1億8,678万9,000円となります。

1項総務管理費4,985万6,000円の追加

で、1億7,322万2,000円となります。

3款民生費263万8,000円の追加で、6億2,229万8,000円となります。

1項社会福祉費263万8,000円の追加で、5億8,147万6,000円となります。

4款衛生費24万円の追加で、1億8,514万3,000円となります。

2項清掃費24万円の追加で、1億2,348万3,000円となります。

5款労働費5万円の追加で、316万5,000円となります。

1項労働費、同額であります。

7款商工費166万6,000円の追加で、6,769万3,000円となります。

1項商工費、同額であります。

8款土木費50万円の追加で、2億243万7,000円となります。

3項住宅費50万円の追加で、7,567万6,000円となります。

10款教育費115万円の追加で、7,475万7,000円となります。

2項小学校費115万円の追加で、2,428万7,000円となります。

歳出合計が5,610万円の追加で、25億7,240万円となります。

4ページの事項別明細書、歳出へまいります。

3、歳出、総務費、総務管理費、5目財産管理費35万4,000円の追加で、4,654万8,000円となります。庁舎正面玄関自動ドア等の修繕料の追加でございます。

9目諸費4,950万2,000円の追加で、5,158万9,000円となります。23節の償還金利子及び割引料の4,907万2,000円の追加は、昨年空知産炭地域総合発展基金を活用しまして町有財産のパンケの湯等につきまして振興公社へ売却したところでございますが、このたび建物にかかわる消費税として6,542万9,000円が振興公社へ還付されたことから、基金取り崩

しの助成率4分の3相当額を公社より受納いたしまして、町経由で空知産炭地域総合発展基金へ返還するものでございます。27節の公課費43万円の追加は、平成18年度保養施設事業特別会計に係る消費税と地方消費税の確定による追加でございます。特別会計が廃止となっておりますので、一般会計にて処理するものでございます。

民生費、社会福祉費、1目社会福祉総務費116万8,000円の追加で、2億3,344万円となります。障害者自立支援給付にかかわる費用の追加でございますが、お手元に配付してございます資料ナンバー1をごらんいただきたいと思えます。障害者自立支援給付費等に関する法改正の概要でございます。現在障害者の給付等の支払い事務につきましては、北海道社会福祉施設運営財団に業務委託をしておりますが、法改正によりまして10月1日から国民健康保険連合会に委託するということになるものでございます。

表をごらんください。委託先につきましては、現行、北海道社会福祉施設運営財団から改正後、19年10月から北海道国民健康保険団体連合会へ変更となるということでございます。業務内容につきましては、自立支援給付費の請求と支払い事務につきましては連合会のほうへ移行となります。また、現行やっております支給決定情報の管理以下、受給者証の発行、そして決定通知書の発行につきましては、今度は町が行うということになるものでございます。次年度以降の経費につきましては、現行の財団の負担金が皆減いたしまして、新たに国保連への手数料及び受給者証等の印刷経費が発生するということになるものでございます。

予算書へお戻りください。11節の需用費で消耗品等々108万6,000円を追加し、12節の役務費で8万2,000円の追加ということで、審査支払手数料を計上するものでございます。

3目社会福祉施設費54万円の追加で、669万6,000円となります。修繕料の追加になる

わけでございますが、議案第38号及び39号で説明いたしました東町生活館移転に伴う経費でございます。24万円を追加すると、そのほかに緑が丘集会所の屋根の塗装代として30万円を追加するものでございます。

4目特別養護老人ホーム費45万円の追加で、1億2,449万3,000円となります。修繕料の追加で、はるにれ荘の旧館部分でございますが、廊下、天井、暖房ファン等の修繕料で計上でございます。

6目デイサービスセンター費48万円の追加で、2,036万2,000円となります。ボイラー給湯管漏水等修理費の修繕料の追加でございます。

衛生費、清掃費、2目じん芥処理費24万円の追加で、8,040万2,000円となります。最終処分場の砂ろ過器の砂の取りかえ等の修繕料の計上でございます。

労働費、労働費、1目労働諸費5万円の追加で、316万5,000円となります。砂川地域通年雇用促進協議会負担金5万円の追加でございますが、お手元に配付の資料ナンバー2をごらんいただきたいと思っております。砂川地域通年雇用促進協議会の概要でございます。季節労働者対策につきましては、冬期雇用安全奨励金、冬期技能講習助成金給付が平成18年度で廃止となったところでございます。それにかかわりまして、北海道季節労働者対策連絡協議会によりまして国に対して季節労働者対策の促進を要望してきたところでございますが、その結果、新しい季節労働者対策が示され、通年雇用促進支援事業が制度化されたところでございまして、19年4月1日より施行されたところでございます。通年雇用促進支援事業は、季節労働者がおおむね1,000人規模の地域において、各地域で協議会を設置し、その協議会が通年雇用を促進するためのソフト事業を中心とした計画を策定し、事業を行うものでございます。その事業費は、総体事業費の8割を国からの委託

事業、また残る2割を協議会事業として行うという制度でございます。

1の協議会の地域でございますが、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町となっております。4に記載してございますが、この地域の季節労働者につきましてはおおむね850人になっているということでございます。

2の協議会の組織につきましては、2市2町のほか各地の会議所及び地区連合会との、さらに空知支庁による構成となるものでございます。

3の事業内容でございますが、国庫委託事業として(1)で事業者向けの説明会や(2)で季節労働者向けに雇用保険等の説明会と通年雇用のための研修会を実施するということとあわせて、通年雇用化に向けた情報の提供をするということでございます。また、地域協議会事業でございますが、季節労働者就労意向調査を実施するというところでございます。このほかに道単独事業として季節労働者の資格取得経費を助成する事業を進めるものでございます。

裏のページでございます。全体的な総事業費、予算でございます。支出のほうにつきましては、
、 、 とございます。ただいま説明した事業、記載のとおり事業を実施するというところでございまして、総額419万円となっております。これにかかわる収入につきましては、国の2分の1負担の294万円と道の単独補助でございます50万円を差し引き、残る75万円について道が2分の1の37万5,000円、そして残る37万5,000円につきましては事務局を持ちます砂川市がおおむね6割ということで22万5,000円となりまして、残る市町がそれぞれ5万円を負担するというものでございます。

予算書へお戻りいただきたいと思っております。商工費、商工費、商工振興費166万6,000円の追加で、3,379万5,000円となります。22節補償補填及賠償金166万6,000円の追加でございますが、町の融資制度でございます中

小企業緊急運転資金融資におきまして、融資先でございます型枠解体工を営みます鈴建工業の経営不振による自己破産廃業が5月に生じたところでございます。2月に12回の均等返済により融資いたしました200万円のうち、返済済みの2回分を除く166万6,000円について約定によりまして北門信用金庫から8月21日に代位弁済の請求がなされたところでございます。町としましては、返済に当たり分割返済や利息の免除等を申し入れ、北門信用金庫と協議をしてきましたが、最終的に元金のみの一括返済となり、このたび補正予算計上するものでございます。今後におきましては、金融機関の全面的協力のもと、保証人からの返済を求めるものであり、早期回収が図られるよう努力してまいります。また、本件発生時におきまして商工会議所及び北門信用金庫との間で新規融資にあっては審査の決定強化や連帯保証人の選定条件などについて見直しをし、今後のリスク回避に向けて努力するものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

6ページへまいります。土木費、住宅費、1目住宅管理費50万円の追加で、4,308万2,000円となります。東町地区テレビ共聴施設修繕料の追加でございますが、設置してございます各局の共聴アンテナの中でSTV局についてケーブル断線により視聴不能となり、8月2日から8月10日にかけて緊急修繕をしたものの追加計上となるものでございます。

教育費、小学校費、1目学校管理費115万円の追加で、1,789万円となります。11節需用費65万円の追加は、体育館の暖房機等の燃焼筒の亀裂修繕料の追加でございます。18節の備品購入費50万円の追加は、平成3年に購入いたしました給食用の冷凍冷蔵庫を更新するものでございます。

次に、4ページの歳入へまいります。道支出金、道補助金、2目民生費補助金105万円の追加で、

1,265万9,000円となります。1節社会福祉費補助金でございますが、歳出で説明いたしました障害者自立支援給付に基づきまして10月1日より国保連合会へ移行するというもので、100%補助がなされるものでございます。

諸収入、雑入、5目雑入4,922万2,000円の追加で、2億8,478万6,000円となります。1節雑入で振興公社の助成金精算還付金4,907万2,000円のほか、その他雑入15万円の計上でございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金582万8,000円の追加で、1,414万1,000円となります。前年度繰越金を財源充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時54分

○議長（貝沼宏幸） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号

○議長（貝沼宏幸） 日程第11、議案第41号平成19年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第41号平成19年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

それでは、本文をご参照いただきたいと思っております。

平成19年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ390万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,006万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年9月25日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、ご指示によりまして議案第41号について内容の説明をいたします。

2ページをごらんいただきたいと思えます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2款使用料及手数料390万1,000円の追加で、2,751万5,000円となります。

1項使用料、同額であります。

歳入合計が390万1,000円の追加で、2億6,006万7,000円となります。

2、歳出、1款下水道費390万1,000円の追加で、1億3,507万6,000円となります。1項下水道整備費390万1,000円の追加で、1億3,105万3,000円となります。

歳出合計が390万1,000円の追加で、2億6,006万7,000円となります。

3ページの事項別明細書、歳出でございます。

3、歳出、下水道費、下水道整備費、1目総務管理費390万1,000円の追加で、1,267万2,000円となります。27節公課費で平成18年度の消費税及び地方消費税が確定となり、390万1,000円を追加するものであります。

18年度におきまして工事で5,835万3,000円の繰越明許費が生じまして、工事費が減少した分使用料等にかかわる消費税が追加となったものでございます。

次に、歳入であります。2、歳入、使用料及手数料、使用料、1目下水道使用料390万1,000円の追加で、2,751万5,000円となります。現年度下水道使用料を追加し、財源充当するものでございます。

以上でございます。

○議長(貝沼宏幸) 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

認定第1号 認定第2号

○議長(貝沼宏幸) 次、日程第12、認定第1号及び日程第13、認定第2号について関連がございますので、一括議題とし、提案理由の説明及び内容の説明を求めてまいりたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成18年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、認定第2号 平成18年度上砂川町水道事業会計決算認定について、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加賀谷政清) ただいま一括上程されました認定第1号、第2号について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

認定第1号 平成18年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について。

平成18年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審

査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

次、認定第2号 平成18年度上砂川町水道事業会計決算認定について。

平成18年度上砂川町水道事業会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で認定第1号及び認定第2号について提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして認定第1号及び第2号について内容の説明をいたします。

お手元に配付してございます平成18年度上砂川町各会計決算の概要をごらんいただきたいと思っております。読み上げて説明させていただきます。1ページをごらんください。平成18年度各会計決算の概要ということで、例年にない特殊な事例を掲げた決算となっておりますので、最初に総括的概要としてまとめておりますので、説明をさせていただきます。平成18年度各会計当初予算は、第3次行財政改革に基づいた予算計上でありましたが、前町長の退任により骨格予算となっており、6月補正予算において通常予算としたところであります。しかしながら、その後空知産炭地域総合発展基金からの長期借入金について、産炭地域振興を図るため有効活用してきましたが、これが不適切な借り入れであるとのことから、借り入れ残高14億4,400万円の一括返済を求められ、この財源確保のため職員の給与削減など経常経費の節減による自助努力を含め、財政調整基金より3億

円を取り崩し、不足する11億4,400万円については発展基金の取り崩しをもって対処したところでございます。この発展基金問題により、建設事業について起債の許可が遅くなったことにより、工事期間の関係で一般会計や水道会計において予定していた建設事業の一部を次年度以降に先送りを行い、また下水道事業にあっては繰越明許費による事業予算の計上を行うなど例年にない特殊事情による決算となったところでございます。特に一般会計においては、前年度と比較し2倍近い決算となったところでございます。

各会計の決算は次のとおりでございます。表でございしますが、一般会計では、歳入で62億930万7,000円、歳出で61億5,713万1,000円となり、実質収支は5,217万6,000円となったところでございます。また、特別会計でございますが、8つの特別会計合計で歳入で11億2,622万1,000円、歳出で11億2,328万8,000円、実質収支で293万3,000円となり、合計では73億3,552万8,000円の歳入に対しまして72億8,041万9,000円の歳出となり、実質収支は5,510万9,000円となったところでございます。

2ページであります。平成18年度一般会計決算の概要でございます。平成18年度一般会計につきましては、予算額62億739万円に対し、歳入は62億930万7,000円、執行率100%となり、歳出は61億5,713万1,000円、執行率99.2%となったところです。平成17年度決算と比較し、大幅な増額となっておりますが、これは平成13年から借り入れを行ってございました空知産炭地域総合発展基金からの長期借入金の一括返済の返済財源として、この発展基金、旧基金の部分でございますが、これを取り崩すため上砂川振興公社に対し温泉関連施設及びその周辺用地を15億2,000万円で売却するなど、例年にない特別な問題により歳入で前年度比90.6%増の62億930万7,000円、歳出

で91.3%増の61億5,713万1,000円と前年度の2倍近く増加した決算で終わっているところでございます。

歳入でございます。歳入において、自主財源である町税は、入湯税の新設により125万8,000円増の1億6,598万円となっております。

地方交付税については、普通交付税、特別交付税合わせて2,428万1,000円減の15億9,920万3,000円となっております。

財産収入については、温泉施設売却、15億2,000万円の売却でございますが、前年度より14億9,557万2,000円増の15億4,459万9,000円となっております。

諸収入では、発展基金助成金、11億4,000万円でございます、と同基金借入金3億3,000万円の相殺等により前年度より8億1,630万8,000円増の14億1,600万9,000円となっております。

町債につきましては、振興公社が温泉施設を購入するための出資にかかわる起債の借入れ3億6,100万円等により前年度より3億4,020万円増の4億9,340万円となっております。

繰入金については、発展基金の一括返済により財政調整基金から4億4,000万円を繰り入れし、その他老人保健施設特別会計より317万6,000円を繰り入れして決算としておりますが、これによりまして平成18年度末での財政調整基金残高は3,600万円となり、基金がほとんどない状況となっております。

次、歳出でございます。歳出では、前段申し上げましたとおり公債費において発展基金の一括返済や温泉施設売却をするための繰上償還、これは2億9,000万円でございますが、これらによりまして前年度より17億1,163万7,000円増の26億488万6,000円となっております。

人件費については、平成18年度に人件費の削減を中心とした財政健全化計画により職員給料を

19年1月から10%削減したことにより4,770万9,000円減の6億8,928万円となっております。

補助費等では、発展基金助成金11億4,000万円を振興公社に助成したことにより9億6,195万3,000円増の15億374万円となっております。

投資及び出資金につきましては、振興公社へ出資、これは増資ということでございますが、3億8,000万円により3億7,615万7,000円増の4億35万8,000円となっております。

財政健全化計画では、1,000万円ほどの赤字決算を見込んでおりましたが、経常経費の節減のほか歳入が見込みより減額幅が少なかった等々のことによりまして5,217万6,000円の黒字決算で終わることができたところでございます。

また、実質公債費比率ですが、発展基金の償還金については従前補助費等で取り扱ってございましたが、発展基金の一括返済に当たり公債費として取り扱えということでございまして、一時的な現象として実質公債費比率が平成18年度決算での3カ年平均、平成16年度から18年度までの3カ年でございますが、33%になったと、こういうことでございます。この実質公債費比率は、一般的には18%以下が望ましいとされておりますことから、18年度決算時点での33%の比率は極めて憂慮すべき事態であります。今後長期債の償還終了により公債費が減少することから、適正規模まで指数が減少するという見込みでございます。

次に、各特別会計であります。最初に、国民健康保険特別会計であります。国民健康保険特別会計は、歳入歳出とも2億4,056万5,000円の決算となっております。

歳入については、国民健康保険税1億7,068万4,000円、使用料及手数料が4,000円、財政法上のルール分による一般会計からの繰入金

で4,837万4,000円、諸収入2,150万3,000円となっております。

歳出については、空知中部広域連合分賦金等の総務費で2億4,056万5,000円となっておりますが、繰入金を含め剰余金5,000万円を国保基金へ積み立てを行ったところでございます。

土地開発造成事業特別会計であります。土地開発造成事業特別会計は、まず宅地造成事業で歳入歳出とも1,631万7,000円となっております。

歳出については、分譲地販売用チラシ印刷費で14万7,000円、長期債償還金元金、利子合わせまして1,617万円となっており、歳出同額の1,631万7,000円を一般会計より繰り入れし、収支の均衡を図ったところでございます。

次に、工業団地造成事業でございますが、歳入歳出合計896万3,000円の決算となっております。

歳出については、長期債元金、利子合わせまして896万3,000円で、宅地造成事業同様歳出同額を一般会計より繰り入れして収支の均衡を図ったところでございます。

町立診療所事業特別会計であります。町立診療所事業特別会計では、歳入歳出とも1億784万2,000円の決算となっております。

歳入については、医療収入で7,047万9,000円、分担金及負担金で1,982万円、諸収入546万3,000円となっております。

歳出については、人件費等の総務費で5,931万6,000円、薬品費等の医業費で4,499万7,000円、長期債元金、利子で352万9,000円となり、不足いたします1,208万円を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図っております。

老人保健施設事業特別会計であります。老人保健施設事業特別会計では、歳入1億7,474万3,000円に対しまして、歳出では一般会計へ

の繰出金317万6,000円を含め1億7,456万3,000円となり、歳入歳出差し引き18万円の黒字決算となっております。

歳入につきましては、施設サービス費収入で1億5,374万2,000円、使用料1,969万5,000円、諸収入9万2,000円、繰越金121万4,000円となっております。

歳出については、人件費、繰出金等の老人保健施設費で1億5,006万8,000円、長期債元金、利子で2,449万5,000円となっております。

次に、土地取得事業特別会計でございます。土地取得事業特別会計では、歳入歳出とも1,213万7,000円の決算となっております。

歳出については、公共用地取得に係る長期債元金、利子1,213万7,000円で、歳出同額を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図っております。

下水道事業特別会計であります。下水道事業特別会計では、歳入2億2,960万円に対しまして、歳出では平成18年度繰越明許事業費5,835万3,000円を除き2億2,684万7,000円となり、歳入歳出差し引き275万3,000円の黒字決算となっておりますが、これにつきましては平成19年度に実施する繰越明許事業費に充てる財源となるものがございます。

歳入につきましては、受益者分担金で919万6,000円、下水道使用料で2,327万7,000円、国庫支出金3,720万円、諸収入65万7,000円、町債が4,080万円となっております。

歳出については、総務管理費で781万7,000円、下水道建設費9,907万4,000円、下水道維持費439万3,000円、長期債の元金、利子及び一時借入金利子を含めまして1億1,556万3,000円となり、不足する1億1,847万円を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図っております。

なお、繰入金1億1,847万円には、繰越明許事業に係る繰り越し財源275万3,000円が含まれておりますところがございます。

保養施設事業特別会計であります。町民保養施設事業特別会計では、歳入歳出とも1億2,275万1,000円の決算となっております。

歳入については、使用料及手数料で6,094万8,000円、諸収入698万7,000円となっております。

歳出については、1億2,275万1,000円の決算となっており、施設管理費に係る経常経費のほか臨時的経費として平成19年度より温泉経営を上砂川振興公社に移行することから、公社が支払います公租公課分及び浴室天井前面張りかえ修繕料等2,782万1,000円の経費負担が生じており、これら臨時的経費を含めまして不足いたします5,481万6,000円を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図っております。

最後でございます。水道事業会計であります。水道事業会計の収益的収支では、事業収益、事業費用とも税抜きで1億8,006万2,000円の決算となっております。

収益については、給水収益等の営業収益で1億3,149万5,000円、繰入金4,699万3,000円を含めた営業外収益で4,856万7,000円となっております。

また、資本的収支では、収入2,666万7,000円に対し、支出は9,078万7,000円で、差し引き不足いたします6,412万円につきましては過年度分及び現年度分損益勘定留保資金で6,017万円を補てんし、なお不足する395万円を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図ったところがございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で認定第1号及び認定第2号についての内容の説明を終わります。

本件につきましては、特別委員会を設置いたしまして審議していただくことにしたいと思います

が、ここで全体を通して質疑を受けたいと思いません。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

なお、各会計の決算の資料につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご参照願います。

また、決算特別委員会には、これらの資料等を使用いたしますので、お忘れのないようご持参願いたいと思います。

決算特別委員会設置及び付託について

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第14、決算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案ありました認定第1号 平成18年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定並びに認定第2号 平成18年度上砂川町水道事業会計決算認定について、委員会条例の規定に基づき、定数8名で構成する決算特別委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査を含めこれに付託し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号につきましては、8名で構成する決算特別委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査を含めこれに付託することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例の規定により議長より指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

本決算特別委員会の委員につきましては、議長と議選の監査委員であります柳川議員を除く全議員を指名いたします。

なお、本決算特別委員会の正副委員長につきましては、申し合わせによりまして総務文教常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、委員長には椿原総務文教委員長、副委員長には川上総務文教副委員長を指名いたします。

お諮りいたします。本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与することに決定いたしました。

休会について

○議長（貝沼宏幸） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明26日から27日までの2日間休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、26日から27日までの2日間休会することに決定いたしました。

なお、休会中につきましては常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

また、28日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方お願いたします。

散会の宣告

○議長（貝沼宏幸） 本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

（散会 午前11時19分）

地方自治法第123条第2項の規定に

よりここに署名する。

議 長 貝 沼 宏 幸

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 大 内 兆 春

平成 1 9 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 2 日）

9月28日（金曜日）午前10時00分 開議
午前11時04分 閉会

○議事日程 第2号

本的改正に関する意見書

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 38号 公の施設に係る指定
管理者の指定について
- 第 4 議案第 39号 上砂川町生活館の設
置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例制定について
- 第 5 議案第 40号 平成19年度上砂川
町一般会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第 41号 平成19年度上砂川
町下水道事業特別会計補正予算（第
1号）
議案第38号～第41号は、質
疑・討論・採決とする。
- 第 7 調査第 3号 所管事務調査について
（追加日程）
- 第 8 意見書案第 10号 自治体財政の充
実・強化を求める意見書
- 第 9 意見書案第 11号 中小企業の事業
承継円滑化のための税制改正を求め
る意見書
- 第 10 意見書案第 12号 「地域安全・安
心まちづくり推進法」の早期制定を
求める意見書
- 第 11 意見書案第 13号 高齢者の医療負
担増を止め、後期高齢者医療制度の
抜本の見直しを求める意見書
- 第 12 意見書案第 14号 被爆者に対して
適正な援護の推進を求める意見書
- 第 13 意見書案第 15号 割賦販売法の抜

○会議録署名議員

3番 高 橋 成 和
4番 大 内 兆 春

開議の宣告

○議長（貝沼宏幸） ただいまの出席議員は10
名であります。

理事者側につきましても、全員出席しておりま
す。

定足数に達しておりますので、平成19年第3
回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、
休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

会議録署名議員指名について

○議長（貝沼宏幸） 日程第1、会議録署名議員
指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定
によって、3番、高橋議員、4番、大内議員を指
名いたします。よろしく願いいたします。

一般質問

○議長（貝沼宏幸） 日程第2、一般質問を行いま
す。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参
っておりますので、順を追って許可してまいりた
いと思います。

椿原満春議員

○議長（貝沼宏幸） 10番、椿原議員、ご登壇の上ご発言願います。

○10番（椿原満春） 平成19年度第3回定例会に当たり、次の2点について質問いたします。

第1点目は、財政運営と財政収支の見通しについてであります。上砂川町は、産炭地域総合発展基金の取り崩しにより財政再建団体は回避されましたが、道から求められた財政健全化計画に基づき、財政運営をしていかなければならない状況がありますが、9月7日、道は市町村の財政悪化度を発表しました。自治体の収入に対する借金の割合を示す実質公債費比率について、上砂川町はワーストスリー、33%となっております。いわゆる起債制限団体の状況であります。今後道から求められた財政健全化計画のとおり財政運営を行い、実質公債費比率の適正規模まで指数減少する見込みはいつになるのかお伺いをいたします。

さらに、上砂川町の将来を見きわめる意味からも平成19年度から23年度までの財政収支の見通しについてもお伺いをいたします。

2点目の財政健全化についてであります。夕張市が財政破綻により再建団体に転落したことがきっかけで法案が作られ、地方公共団体の健全化に関する法律が6月15日に成立いたしました。従来の再建法制との主な見直し内容については、健全化判断指標について連結ベースの視点や負債とストックを対象とした指標が新たに盛り込まれ、あわせて情報開示の徹底が規定されたこと、早期の段階での顕在化を促進するため、健全化計画策定において議会の議決や外部監査の義務づけが盛り込まれたところであります。今後のスケジュールについては、年内中に政省令で財政指標の詳細な算定方法や早期健全化並びに再生段階の事務等が定められ、平成19年度決算から健全化判断比率の公表を、平成20年度決算から本格的に適用される運びとなっておりますが、すべての自治体が公表を義務づけられております。現段階に

おける試算で4つの財政指標の上砂川町の実態についてお伺いをいたします。

以上で質問を終わります。明快な答弁をよろしくお伺いをいたします。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの10番、椿原議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。総務財政課長。

○総務財政課長（永井孝一） 10番、椿原議員の1件目のご質問、上砂川町の財政運営と財政収支の見通し並びに2件目の上砂川町の財政健全化について、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

ご質問の趣旨は、1件目については本年9月7日付で北海道が発表した実質公債費比率が本町は全道ワースト3位で33%になっているため、今後の見通しはどうか、平成23年度までの財政収支状況がどのように推移していくか。2件目は、本年6月の財政健全化法の成立により平成18年度決算における財政4指標の実態がどうなっているかということですが、初めに実質公債費比率についてであります。石炭産業を基幹産業として歩んできた本町では、昭和62年の三井石炭社の閉山により住民の生活基盤確保とあわせ、新たな産業興しなどが求められることとなり、炭鉱閉山対策として約150億円の事業を実施し、その財源として62億円の起債によって財源確保を図るとともに、財政調整基金等の取り崩しにより対応してきたところであります。自主財源の乏しい本町では、歳入確保に当たりその多くを地方交付税に依存しなければならず、建設事業を進めるにはどうしても起債借り入れがなければ住民ニーズに対応できない脆弱な財政基盤に置かれているものであります。議員各位もご承知のとおり地方に負担を求める三位一体改革による地方交付税の大幅削減が続き、置かれる状況がさらに厳しくなったことから、これらの措置に対応すべく、平成13年度から人件費の削減を中心に投資的経費の抑制、さらには住民サービス制度等を見

直す歳出削減を図ることで収支のバランスをとりながら、順調に公債費の返還に努めてきたところであります。しかしながら、昨年6月に空知産炭地域総合発展基金の長期借入金が多額な起債であることから、一括返済が求められ、償還金についても従前は補助費等で取り扱われたものが公債費に計上し、処理するとされたため、実質公債費比率が一時的に引き上がり、平成17年度では36%、平成18年度では33%となったところであります。

発表されました実質公債費比率は、平成16年度から平成18年度までの3カ年分の平均値によるもので、平成18年度単年度では20.2%となっております。実質公債費比率は、18%未満であることが望ましいとされておりますが、道路整備等の起債許可につきましては公債費適正化計画の提出をもって可能となっており、本町では財政健全化計画とあわせて既に公債費適正化計画を策定し、北海道への提出も終えており、すべての起債借入れが可能となっております。近時マスコミ等で実質公債費比率だけをピックアップし、あたかも財政状況が悪いとの指摘を受けておりますが、比率が低いからといって財政が健全であるとは言いがたく、ここ数年で多くの建設事業を実施した市町村ほどこれから先に起債償還のピークを迎えると見込まれ、指数が高まるものと推測されるところであります。本町の場合、今後は前述のとおり行財政改革の実施により大型事業が予定されておりませんので、着実に減少の経過をたどるものと判断しており、長期起債の償還終了により公債費が減少することから、適正規模まで指数が減少する見通しであり、平成19年度では26%、平成20年度では18%、平成21年度は16%、平成22年度では15%となり、平成20年度で起債制限の受けない18%未満になると見込んでおります。また、一般会計の起債残高につきましても現状50億円が平成22年度では30億円に、特別会計では30億円が22億円となり、

よって80億円の起債残高が合計で52億円程度になるものと判断をしております。

次に、来年度以降の財政収支見込みであります。最初に平成18年度の決算について触れさせていただきます。財政健全化計画におきまして平成18年度の普通会計決算では、1,000万円程度の赤字を見込んでおりましたが、経常経費の節減と地方交付税の減額が当初想定した減額幅より少なかったことなどにより、5,000万円の黒字となったところであります。わずかながら残りました積立金等の有効活用により予定いたしました健全化計画の一部見直しを図りつつ、着実に行財政改革を進めなければならないと考えるものであります。今後におきましては、現行の健全化計画ではおおむね25億円程度の予算規模が継続し、平成19年度の決算見込みでは1億円の黒字、繰越金並びに基金繰入金を見込まないで推計いたしますと平成20年度では6,000万円、平成21年度では7,000万円、平成22年度では1,000万円、平成23年度では平成22年度の国勢調査の影響もあり、地方交付税の見きわめが難しいところではありますが、1,000万円程度の黒字になると推計しておりますが、いずれにいたしましても地方交付税が一定程度確保される試算であり、極めて不透明かつ流動的要素が含まれており、地方交付税の動向によりさらなる改革が求められることもあり、厳しい財政運営を強いられると考えるものであります。

次に、2件目の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく上砂川町の実態についてご説明申し上げます。この法律は、議員ご指摘のとおり夕張市の財政破綻に起因するものであり、財政健全化団体へ転落する前に対策を講じることとし、創設されたものであります。これまでの地方財政再建促進特別措置法では、地方自治体みずからの判断による再建団体申請の基準しかなく、早期是正、再生という観点からのわかりやすい財政情報の開示や正確性を担保する手段が不十分であ

ることから、これらの課題を解決し、健全財政を維持するために普通会計のみならず、企業会計や公社、第三セクター等を含めた財政分析の指標を定め、早期に是正するものであります。具体的には、財政再建を促すため2つの手法が示されており、1つには自主的な改善努力による財政健全化を図る早期財政健全化団体とし、もう一つには早期是正が困難な場合には国の関与による財政再生団体として行政運営に当たるとされております。いずれの場合も、それぞれ財政健全化計画の策定と財政再生計画の策定が求められるものであり、平成20年度の決算から適用となり、毎年度4つの健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告しなければならないこととなっております。

健全化判断基準となります4つの指標は、第1に実質赤字比率、これは普通会計における赤字の比率を見るものであり、第2には連結実質赤字比率、これは全会計への実質赤字等の標準財政規模に対する比率をあらわすものであります。第3には、実質公債費比率、これは前に述べましたように3カ年の実質公債費比率の平均を出すもので、第4には将来負担比率、これは公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率をあらわすものとなっております。この4つの指標のうち、いずれかが国の定められた健全化判断基準を超えた場合には、第1段階として早期是正を図るため、財政健全化計画を策定し、行財政運営に当たることとなるものであります。さらに、早期健全化が著しく困難となり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の1つでも再生判断基準を超えた場合には、第2段階として財政再生計画を策定していくものとなっております。両計画は、議会の議決を得て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣、北海道知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を設けるほか、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表することとなっております。このほか本法で

は、公営企業の経営の健全化がうたわれ、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとなっておりますし、個別外部監査契約に基づく監査を求めなくてはならないこととなっております。

ご質問の平成18年度決算ベースにおける財政4指標の実態につきましては、決算特別委員会にてご審議をいただくわけではあります。実質赤字比率は黒字決算をしておりますし、繰り上げ充用並びに支払い繰り延べ額等もないこともあり、該当にならず、連結決算における連結実質赤字比率も各会計の赤字もなく、資金不足等もないことから該当にならず、実質公債費比率が現在3.3%ですので、該当となることはありませんが、先ほど答弁させていただきましたとおり順調に順次低下していくことから、平成20年度の決算までには問題が生じないものと考えております。

また、将来負担比率につきましては、現在算定基礎数値が未定となっておりますので、具体的算式が示された時点で明らかになるものとしておりますが、公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債がないことから、現段階では該当にならないものと考えております。現在のところ4指標に関しまして早期健全化団体、再生団体への指定基準等詳細が国から示されておられませんので、示された時点で算定を行い、結果につきまして機会を見ましてご報告させていただきたいと存じます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。椿原議員。

○10番（椿原満春） 1点目について、町理事者のこれに対する対応ですけれども、伺っておきたいと思います。今答弁いただいたように、いわゆる実質収支率が22年で15%になるというふうに適正指数の答弁がなされたわけですが、これだけ新聞紙上等であたかも悪化度が市町

村で第3位ということが、事実は今説明されたとおりであります。町民の皆さんには明らかに公表すべきだと、こう思うのですが、広報でわかりやすく図解等も入れながら、我が町の健全財政を進めている実態をやっぱり知らしめるべきではないかというふうに思うのですが、その点はどうでしょうか。

○議長（貝沼宏幸） 副町長。

○副町長（貝田喜雄） ただいまの椿原議員の再質問でございますけれども、議員のほうからお話があったとおりというふうに考えるところでございまして、今詳細が出てまいりましたならば、それらも含めた上で本町の置かれている状況、今までの行革を含めた経過と今後の見込み等々につきまして町広報等を通して公表していきたい、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（貝沼宏幸） 椿原委員、よろしいですか。

○10番（椿原満春） はい。

○議長（貝沼宏幸） それでは、ないようでございますので、打ち切ります。

大内兆春 議員

○議長（貝沼宏幸） 次、4番、大内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（大内兆春） 最初に、本町再生に向けた業務体制の活性化について質問いたします。

ここしばらくの期間における再生に向けた町政の取り組みを概観してみますと、一方においては財政健全化に向けた取り組みとして退職者の補充採用の見合わせ、早期退職の促進などの減員対策の推進を初めとした一円でも多くとの歳出削減を目指した努力が日々行われ、他方においては再生計画に沿ってそのメインプロジェクトたる健康の里づくり推進プロジェクトの準備が着々と進められているといった状況と言えるでしょう。また、町政の一方の重要課題たる市町村合併問題に目を転じてみますと、先月31日の議論状況のように

自立の道も選択肢の一つとする可能性が浮かんでくるなど、なお先行き不透明の状況にあります。このような合併問題の状況からしても、町再生を確固たるものとしていく必要があるわけで、そのためには再生の取り組みに関して生じた問題に対しては迅速な、また場合によっては柔軟な対応をとる必要があるものと思っております。

現在私が把握しているそのような問題の一つとして、町職員の業務体制の問題があります。これは、減員対策の進展の結果、振興計画部門など重点部門の職員が兼務業務との関係もあって本来業務の多くの執務時間を損失するに至っているというものであり、このままでは再生計画遂行への支障が懸念されます。もとより減員対策は、財政再建のかなめの一つであり、その甚大な効果については衆目の一致するところですが、絶対的な不可侵の聖域であると硬直的にとらえてはならず、再生計画との関係において必要あらば限定的で弾力的な調整も必要であると考えます。

そこで、提案ですが、かかる問題の対策として現在を再生への過渡期中の過渡期と位置づけ、重点部門担当職員が本来業務に専念できる環境を構築するとの観点から、効果的な配置計画を策定の下にパート職員を採用してみたいかと考えますが、どうでしょうか。

次に、小学校児童及び中学校生徒における携帯電話等電子通信機器所持、利用と教育のかかわりについて質問いたします。昨今青少年によるネットなどを使った犯罪が頻発しておりますが、成人による同様の犯罪も含め、そのさま変わりには戦慄に近いものを覚えるところであります。その原因、背景については、マスコミ等において識者が種々論じておるところであります。論をまたず明確なのは従来からの社会関係に適用されてきた道徳、倫理、情緒がネットを介した一部の人間関係では機能せず、それにかわって思考、感情がその場を支配し、それがある水準まで達すると心のやみを開放してしまい、犯罪を生む結果につなが

っているということです。私もその一部に組み込まれているネット化社会の進展がこれからの社会の進化の方向として避けられないものであり、その移行に伴う犠牲としてその種の犯罪の発生もやむを得ないものとしてとらえることも可能であります。発生件数の多さや事件の性質、内容からして、やはり抜本的対策は必要であります。

それでは、どうすればよいのか。特に小学校児童及び中学校生徒に対してはどのように指導するのか。その1つとして、所持、利用の規制、つまり持たせない、使わせないといった性格のものが防止対策として有効との提言もされる向きも多ありますが、当人の内面からの理解を得ずに単に規制を押しつけることはさらなる反発を招き、新たな事件を生むだけで、何ら根本的な解決につながらないというのが私の教育に関する一貫した考えの一つであります。結局陰でこそこそやる子供たちをふやすだけです。残念なことに教育方法等については、この問題の本質がネットなどを使うこと自体は悪ではなく、使い方の問題であること、そこに人間の内面の問題が重なるといった複雑さが伴うことによるものと思われませんが、いまだ確たる指針などが確立されていないようです。

そこで、質問ですが、まず第1点として、本町の教育行政においては小学校児童及び中学校生徒の携帯電話所持並びにネット利用についてどのような認識をお持ち、どのように指導しているのかお尋ねいたします。

第2点目は、ネット事件については子供たちが加害者ばかりでなく、知らぬ間に被害者の立場となる可能性があり、その事態への対応の必要から国語力、表現力の養成の必要が唱えられています。国語は、すべての知的活動の基礎であると言われていますが、私も深く共感するところであり、情報を伝達する上で、読む、書く、話す、聞くが重要なのは論をまたないわけですが、それ以上に重大なのは国語が思考した結果を表現する表現力の養成の場であり、道であるが私の考えでありま

す。これについての見解はいかがかお尋ねいたしまして、私の質問といたします。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの4番、大内議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。初めに、総務財政課長。

○総務財政課長（永井孝一） 4番、大内議員の1件目のご質問、本町再生に向けた業務体制の活性化についてお答えいたします。

ご質問の趣旨は、町職員の減員に伴い、業務体制における問題が生じてきているのではないかとということですが、近年の職員欠員不補充の状況は平成12年度において153名おりましたものが平成13年度からの第1次行財政改革の実施に伴い、平成12年度との比較では7名、平成13年度では6名、平成14年度は4名、平成15年度では8名、平成16年度では6名、平成17年度は3名、平成18年度では7名となっており、本年3月までに合計41名の定年退職並びに自己都合により退職した者を補充せずにきたところがあります。その結果、平成19年4月現在の職員数は112名となっており、内訳は役場庁舎職員45名、教育委員会職員5名、福祉医療センター職員31名、消防職員17名、その他施設職員14名となっております。その欠員不補充における財政効果額は3億1,000万円程度となっており、議員も評価されておりますとおり現在までの行財政改革では多大な効果を上げており、空知産炭地域総合発展基金の借入金一括返済問題との関係上、総務省及び北海道へ提出しております財政健全化計画を推進しなければならない本町にとっては、重要な位置づけとなっているものであります。

また、本町が今後進むべき方向性を探るとき、1つとして市町村合併による行政運営が挙げられるものであり、もう一つには合併が整わない場合には単独の行政運営を余儀なくされるものと思うもので、単独運営に当たっては平成14年11月の西尾私案が現在も効力を有しており、第27次

地方制度調査会での考えでは基礎的自治体に再編されなかった小規模自治体においては、北海道並びに広域的組織により事務の一部が補完され、地方交付税の圧縮を行うという事態にもなることが予想されるところであります。いずれにいたしましても、今後の行財政運営に当たって第1に求められるものは、行政組織のスリム化であり、できる限りの削減を進め、残る職員が中心となり、効率化を図ることが絶対条件となるものと思うところであります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり各種イベントや収納対策、草刈りや除雪などを職員一丸となり協力体制で取り組んでいる現状から、一部に負担増などの事態が生じてきているのも否めないと思われ、職員の本務機能の発揮、本務への専念義務確保や労働安全衛生の立場を考慮いたしますと、職員数の限度もあることから、十分な配慮のもと体制整備について検討していく必要がある時期に来ていると考えるところであります。現在昨年度から継続協議して役場職員による事務改善検討委員会によりまして、一層の効率的かつ機能的な職場体制の確立として機能の見直しをするべく協議中でありまして、その議題の一つとしてパート職員、臨時職員の雇用についても検討しているところあります。また、役場の臨時職員の雇用は、確定申告時期、選挙事務等において雇用している状況であります。さらに他の職場にも必要であるか否か、どのような業務が対象となるかを十分に検証しつつ、行政業務のワークシェアリングや住民のワーキングシェアなど雇用の創出も組み入れたものとして今後協議してまいりたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） 次、教育次長。

○教育次長（小林 均） 4番、大内議員の2件目のご質問、小学校児童及び中学校生徒における携帯電話等電子通信機器所持、利用と教育のかかわりについてお答えいたします。

現代社会において情報通信技術は目覚ましく進展し、携帯電話、パソコン等の電子通信機器は今や必需品になりつつあります。こうした中で出会い系サイトによる事件、インターネットを利用した詐欺事件などのハイテク犯罪やトラブルが急速に増加し、児童生徒もこうした事件に巻き込まれるケースもあります。また、最近ではインターネットを利用し、個人を誹謗中傷するいじめも増加してきております。しかし、携帯電話には自分の身の危険を知らせ、犯罪を未然に防止するというような利点もありますし、インターネットには情報をいち早く収集し、それを活用できるなどの利点も数多くあります。したがって、これら携帯電話やパソコン等を悪用するか、有効に活用するかはそれを利用する個人、個々のモラルの問題であると考えるところであります。議員の指摘にもありますように、こうした携帯電話等を児童生徒に持たせない、使わせないということでは、単に規制を押しつけるだけで反発を招き、根本的な解決にはつながらず、前段申し上げましたとおり使い方の問題であるという考えにはまさに同感でございます。

さて、質問の1点目、本町の教育行政においては児童生徒の携帯電話所持並びにネット利用についてどのような認識を持ち、どのようにして指導しているのかについてでございますが、認識につきましては前段申し上げたとおりであります。指導につきましては、小学校においては携帯電話を所有している児童については把握できておりませんが、中学校では携帯電話を所有している生徒は全体の約半数、47%が所持しており、学年が進むにつれ所有する割合がふえてきている状況になります。こうした状況下、小学校、中学校とも学校生活を送る上で必要なものでないという認識から、持ってこないよう各学校に指導を行っているところあります。また、情報担当教師を中心にあらゆる機会を通じ、児童生徒に対し情報活用能力の育成のみではなく、各学年の発達段階に応じ

てルールやモラル、マナーに関する指導の充実を図っており、教師はインターネットを利用する人が守るべき倫理基準についてみずから研修を深めているところでございます。さらに、家庭との連携を図るために各便りや懇談会などさまざまな機会を利用し、インターネットを利用するルールについて具体的な事例などを紹介して啓発に努めているところでございます。

次に、2点目のネット事件にかかわって国語力、表現力の要請の必要性についての見解についてでございますが、子供たちの国語力、表現力がネット利用の急速な進展などにより落ちてきているという指摘がされております。本町の児童生徒にも周りとうまく人間関係を保てない、自分の考えを頭の中で筋道を立てて整理し、表現することが苦手、時と場合に応じた言葉遣いが不適切など国語力、表現力に欠ける生徒も見られます。したがって、児童生徒をネット事件から守るため、あらゆる教育活動の場で国語力、表現力を高める教育を進め、これらを育てていく必要があると認識しているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上を申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○4番（大内兆春） ありません。

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

ここで5分間休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時41分

○議長（貝沼宏幸） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第38号 議案第39号 議案第40号
議案第41号

○議長（貝沼宏幸） 日程第3、議案第38号か

ら日程第6、議案第41号については既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第38号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第39号 上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第39号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第5、議案第40号 平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第40号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第6、議案第41号 平成19年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第41号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 平成19年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

調査第3号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第7、調査第3号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委員長の申し出のとおり許可してまいりたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

本件は、委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

追加日程について

○議長（貝沼宏幸） ただいま議長の手元に意見書案6件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

意見書案第10号

○議長（貝沼宏幸） お諮りいたします。

日程第8、意見書案第10号から日程第13、意見書案第15号まで6件の意見書案の本文は相当量となっておりますので、本文読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号から意見書案第15号まで、本文読み上げによる内容説明を省略することに決定いたしました。

日程第8、意見書案第10号 自治体財政の充実・強化を求める意見書について議題といたします。

4番、大内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（大内兆春） 自治体財政の充実・強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年9月28日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 大 内 兆 春

賛成議員 森 国 三 高 橋 成 和

川 上 三 男 柳 川 暉 雄

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第10号 自治体財政の充実・強化を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
経済財政政策担当大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第10号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号 自治体財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第11号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第9、意見書案第11号 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書について議題といたします。

10番、椿原議員、ご登壇の上ご発言願います。

○10番（椿原満春） 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年9月28日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 椿 原 満 春

賛成議員 大 内 兆 春 森 国 三

高 橋 成 和 川 上 三 男

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第11号 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣でございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第11号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第12号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第10、意見書案第12号 「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書について議題といたします。

10番、椿原議員、ご登壇の上ご発言願います。

○10番（椿原満春） 「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年9月28日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 椿 原 満 春

賛成議員 大 内 兆 春 森 国 三

横 溝 一 成 川 上 三 男

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第12号 「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大

臣、国土交通大臣、国家公安委員長。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第12号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号 「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第13号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第11、意見書案第13号 高齢者の医療負担増を止め、後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書を議題といたします。

5番、川上議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（川上三男） 高齢者の医療負担増を止め、後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年9月28日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 川 上 三 男

賛成議員 柳 川 暉 雄 大 内 兆 春

小 林 繁 横 溝 一 成

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第13号 高齢者の医療負担増を止め、後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸
提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、北海道知事、北海道後期高齢者医療広域連合長。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第13号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号 高齢者の医療負担増を止め、後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第14号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第12、意見書案第14号 被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書を議題といたします。

2番、堀内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（堀内哲夫） 被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定

により提出する。

平成19年9月28日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 堀 内 哲 夫

賛成議員 柳 川 暉 雄 大 内 兆 春

小 林 繁 川 上 三 男

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第14号 被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸
提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第14号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第14号 被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第15号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第13、意見書案第15号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見

書を議題といたします。

2番、堀内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（堀内哲夫） 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年9月28日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 堀 内 哲 夫

賛成議員 柳 川 暉 雄 川 上 三 男

大 内 兆 春 森 国 三

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第15号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第15号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第15号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書は、原案のとおり決定

いたしました。

教育委員長あいさつ

○議長（貝沼宏幸） 本定例会に付議されました案件につきましては、すべて終了いたしました。ここで今月末退任されます滝田教育委員長より退任のごあいさつをいただきたいと思っております。

○教育委員長（滝田潤一） 議長のお取り計らいによりまして退任のごあいさつを申し上げます。

私は、平成3年に教育委員に任命されてから本日までの16年間、後年6年間は教育委員長として務めさせていただきました。この間皆様のご支援とご協力、ご鞭撻に対しまして厚く御礼申し上げます。

本町は、教育と福祉を町是とした町でございました。特に教育に関しましてもそのご配慮、いろんな施策につきましては他市町に比べましても抜群なものがありました。しかしながら、近年の財政事情の逼迫その他によりまして皆様、上砂川町も血のにじむような努力に傾注している最中でございます。教育に関しましても教育環境は著しく変化いたしました。対応に追われておりましたけれども、どうか今後も上砂川町の未来のため、21世紀に育つ子供たちのために教育行政にも過分なるご指導、ご配慮をいただきたいなと思っております。本当に在任中は皆様とともにきたこの16年間でございましたけれども、私の人生上にとりましても貴重な得がたい体験でございました。これからは、一町民といたしまして側面から町のため、また教育のために尽力できれば幸いかと存じます。長い間のご支援まことにありがとうございました。皆様のご健勝を心から祈念申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（貝沼宏幸） 滝田委員長、長い間大変ご苦労さまでございました。

閉会の宣告

○議長（貝沼宏幸） 以上で平成19年第3回上
砂川町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦
労さまでございました。

（閉会 午前11時04分）

地方自治法第123条第2項の規定に
よりここに署名する。

議 長 貝 沼 宏 幸

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 大 内 兆 春

出席議員

| 議席 番号 | 氏 名 | 3 定 | |
|----------|---------|------|------|
| | | 9.25 | 9.28 |
| 1 | 貝 沼 宏 幸 | | |
| 2 | 堀 内 哲 夫 | | |
| 3 | 高 橋 成 和 | | |
| 4 | 大 内 兆 春 | | |
| 5 | 川 上 三 男 | | |
| 6 | 小 林 繁 | | |
| 7 | 横 溝 一 成 | | |
| 8 | 柳 川 暉 雄 | | |
| 9 | 森 国 三 | | |
| 10 | 椿 原 満 春 | | |

説明のため出席した者

| 役職名 | 氏名 | 3定 | |
|-------------------------------------|---------|------|------|
| | | 9.25 | 9.28 |
| 町長 | 加賀谷 政 清 | | |
| 副町長 | 貝 田 喜 雄 | | |
| 教育長 | 榎 満 雄 | | |
| 教育委員長 | 滝 田 潤 一 | | |
| 監査委員 | 道 藤 秋 夫 | | |
| 議会事務局長 | 渡 邊 修 一 | | |
| 総務財政課長 | 永 井 孝 一 | | |
| 企画産業課長 | 林 智 明 | | |
| 福祉保健課長 | 山 本 丈 夫 | | |
| 町民生活課長 | 高 橋 良 | | |
| 建設水道課長 | 高 木 則 和 | | |
| 出納室長 | 勝 又 寛 | | |
| 消 防 長 | 川 下 清 | | |
| 教育次長 | 小 林 均 | | |
| 老人保健施設長 町立診療所事務長 特別養護老人ホーム施設長 | 是 洞 春 輝 | | |

事務局職員出席者

| 職 名 | 氏 名 | 3 定 | |
|------|-----------|------|------|
| | | 9.25 | 9.28 |
| 事務局長 | 渡 辺 修 一 | | |
| 書 記 | 高 橋 真 利 子 | | |